

活動

- Action -

DETいばらきは自治体、企業、
小中学校などの学生及び職員研修での
障害平等研修を実施します。

研修の時間などはご希望にあわせて
個別にプログラムを組みます。

研修終了後には、障害を人権の視点で
とらえることができるようになります。

障害に関する講演、イベント全般のご相談や
コンサル事業にも応じています。



DETいばらきはサポーターの皆様と
定期的にミーティングを行いながら
チームとして活動しております。

また、各地域と連携しながら
都道府県市町村の研修を実施していきます。

寄付をする

- Danation -

DETいばらきの活動はみなさまからの
寄付によって支えられています。
ご寄付は以下の口座で承っています。

郵便振込先口座

ゆうちょ銀行
店番:068
番号:4532591

口座名:DETいばらき



お申込みに関しては事務局までご連絡ください。

〒300-0844
茨城県土浦市乙戸7-6(ママのごはん内)
代表電話:090-9102-7369(高橋携帯)
Email:det.ibaraki@gmail.com



DETいばらき

障害平等研修

～ What is "DET"? ～



障害平等研修とは？

- What is "DET" ? -

障害平等研修 (DET: Disability Equality Training) とは、障害者自身がファシリテーター(進行役) となって進める**対話型の障害学習**です。

自治体や学校、企業などの組織を対象に発見型学習という対話に基づく方法を用い障害者を排除しないインクルーシブな組織づくりを参加者と一緒に考えていく研修です。

- World -

世界約40ヶ国で当事者ファシリテーターが育成されDETに取り組んでいます。

日本では東京オリンピック・パラリンピック大会のボランティア研修に採択されたり、海外航空会社や大手スーパーマーケットでも実施されています。

日本では、様々な企業、学校、行政、一般市民向けの研修などに取り組んでいます。



ミッション

- Mission -

障害平等研修は1990年代後半から英国で障害者差別禁止法の推進のための研修として発展しました。

世界的な流れを見ると、2006年に障害者権利条約が採択され、**「障害」は個人ではなく社会の側にあり、「障害者の権利と尊厳を保障する」**という考え方が世界に広まりつつあります。

茨城県でも、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」(障害者権利条例)が2015年4月に、国では「障害者差別解消法」が2016年4月に施行されています。

こうした動きを背景に、日本を含む世界では**「社会にある障害を取り除くこと」**がまさに求められています。

DETいばらきはその新しい規範を理解し実行するための手段であるDETを通して**「障害者の社会参加を推進すること」**をミッションとし、茨城県及び全国での活動をしていきます。



特徴

- Feature -

1. ファシリテーターとの対話、視覚教材とグループワークを活用したワークショップです。
2. 障害当事者がファシリテーターを担います。
3. 「障害は障害者が努力して解決すべき」から

「障害は周りの環境をみんなで変えていくことで解決していける」という意識の変革をもたらせます。

メリット

- Merit -

障害者差別解消法が施行され、自治体や企業において障害者差別を解消していくための取組みが期待されています。DETは具体的に職員の意識を変えることで、その取組みを円滑に推進していくための研修です。

障害者を差別しないサービスの提供により
雇用の拡大
が期待されます

障害者雇用を進めて
誰もが働きやすい環境を整備
することができます

(参考)基本構想に位置づけられる特定事業

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



道路特定事業

視覚障害者誘導用
ブロックの設置



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



ホームドアの設置等



車道との段差解消



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



障害者対応型トイレの
整備



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

第4回 マスタープラン策定委員会

意見 1. バリアフリー化に向けた関連施策について

- ① 議事資料 2-1 ②-3 の表 担当課を明記してください。
- ② 基本方針で、番号 1～32 までの関連施策既存の事業と新規の事業を教えてください。

意見 2. 心のバリアフリーについて

- ① 市職員のユニバーサルデザイン研修会について 近年の開催実績と、分かる範囲で参加した課や人数を教えてください。

- ② 障害の社会モデルについて

「障害平等研修」(別紙①参照)という、障害者が進行役になり、小グループに分かれて、社会モデルを学ぶ研修があります。この研修は、市役所・小中学校、高校、会社、自治会など、様々な組織で内部研修として実施できるもので、社会モデルを学ぶのには、とても有効な研修です。ぜひ、この研修を取り上げていただきたいです。つくば市では、今年度、市議会の委員会で開催されたようです。

議事資料 4 ④-17 の最下部の「市民団体による学習会開催の取組み」は、削除してください。

意見 3 届出制度について

① 届出制度の対象になるのは、生活関連施設の中でも、旅客施設のみでしょうか？

街歩き点検でも、店舗と歩道の境界で点字ブロックが途切れていたという報告がありました。

また、筑穂・大曾根地区は、届出制度の対象になる箇所はないのでしょうか？大穂庁舎のバス停は届出制度の対象にはならないのでしょうか？

② バリアフリー基本構想で、定められている特定事業（別紙②参照）は、マスタープランでは、どのように整備が進みますか？